

チアパーソナル教室 利用規約

この規約（以下「本規約」という）は、チアパーソナル教室（以下「当教室」という）において、円滑なサービスの提供を行うために必要な事項を定めるものです。

第1条（目的）

当教室は、チアの技能習得を通して、会員および初回受講者（以下「受講者」という）の夢や目標を叶えるための補助を行うことを目的とします。

第2条（管理運営）

当教室は、株式会社 **bakuten** が管理・運営する施設内において、当教室が運営・指導を実施します。

第3条（会員制度）

当教室は、会員制度とします。

- 2 会員は、第5条に定める入会手続きを行い、これを当教室が承認することで、当教室が提供するレッスンを受講することができます。（初回受講者に限り、未入会でもレッスンを受講することが可能とします。）
- 3 当教室の会員資格は、第8条に定める退会手続きを経て退会とならない限り継続されます。
- 4 当教室は、教室を新設、変更または廃止することがあります。

第4条（入会資格）

当教室の入会資格は、次の通りとします。なお、4号の確認のため、医師の診断書を提出いただく場合があります。

- ・ 当教室の目的に賛同していること
- ・ 持病やケガ等による入院・手術歴がある場合、それらの経歴および現在の状態について虚偽なく申告していること
- ・ 本規約を遵守すること、および前号の内容を虚偽なく申告することに対し同意している旨の同意書を提出すること
- ・ 次の①～⑤に該当しないこと
 - ① 心臓・循環器・腎臓などに持病のある方
 - ② 脳貧血を起こしやすい方
 - ③ 他人に伝染または感染する恐れのある疾病のある方
 - ④ てんかん体質や卒倒性の体質の方
 - ⑤ その他、医師から運動を禁じられている方

- ・ 過去に当教室または他社の運営するスポーツクラブ等から除名またはこれに類する処分を受けたことがないこと
- ・ 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力ではないこと
- ・ 感染症または感染の恐れのある疾病に罹患していないこと
- ・ 入会に先立って、他人に迷惑を及ぼす恐れがある等、レッスンの受講にあたり当教室が好ましくないと判断する事項がないこと

第5条（入会手続き）

第4条に定める入会資格を満たし、当教室に入会を希望する方は、当教室が定める同意書を提出のうえ、入会希望の旨を当教室のスタッフに申告するものとします。

- 2 入会時には、入会金の支払いおよび当教室が利用する予約システムへの会員登録が必要です。
- 3 入会希望者が未成年者の場合は、入会希望者と共に法定代理人親権者も同意書へ署名することとし、法定代理人親権者は本規約に定める会員としての義務を、会員に遵守させる責任を負うものとします。
- 4 本条1項から3項にかかわらず、入会希望者（入会希望者が未成年である場合はその法定代理人親権者も含む）が過去に商品・サービス利用代金等の支払い遅延や、過剰な要求によるトラブルがあった場合等、円滑なサービス提供に支障があると考えられる場合には、入会をお断りすることがあります。

第6条（会員資格および回数券の譲渡・貸与の禁止）

当教室の会員資格および回数券はこれを他人に譲渡・貸与できません。

第7条（費用等）

レッスンの受講に必要な回数券等の費用は、当教室が利用する予約システムまたは当教室にて支払うものとします。

- 2 既納の回数券費用等は、事由のいかんを問わず返還しません。
- 3 当教室は、回数券費用等を変更することがあります。この場合、1ヶ月前までに会員に告知します（消費税率変更に伴う金額変更は除く）。
- 4 前項の告知は、当教室施設内の所定の掲示場所への掲示、ホームページへの掲載等、当教室所定の方法により行うものとします。

第8条（退会）

退会しようとする会員は当教室所定の退会届に必要な事項を記入し、退会希望月の10日（10日が営業休日の場合は翌日）までに届け出るものとします。この場合、退会希望月の末日をもって退会とします。

第9条（会員の除名）

会員が次の各号の一つに該当した場合、当教室は、その会員を除名することができます。

- ・ 本規約、および当教室が定める諸規則に違反した場合
- ・ 当教室の名誉を傷つけ、秩序を乱し、または他の利用者に迷惑を及ぼすなど、会員としてふさわしくない行為をした場合

- ・ 回数券費用等の支払いを怠った場合
- ・ 第 14 条第 1 項第 1 号から第 11 号までに該当する行為を繰り返した場合
- ・ 第 4 条に定める入会資格のいずれかを満たさなくなった場合、または同条の入会資格を満たしていると偽って会員資格を取得した場合
- ・ 前各号のほか、会員としてふさわしくないと当教室が認めた場合

第 10 条（会員資格の喪失）

会員は次の事由により資格を喪失し、会員としての一切の権利を失うものとします。

- ・ 会員本人が死亡したとき
 - ・ 第 9 条により除名されたとき
 - ・ 第 20 条により当教室が閉鎖したとき
- 2 前項の場合、既納の入会金や回数券費用等は返金しないものとします。

第 11 条（予約等）

レッスンを受講するためには予約が必要です。レッスンの予約は、当教室が利用する予約システム、もしくは公式 LINE を介して取得できるものとします。

- 2 予約を取得していない受講者のレッスンは受け付けないものとします。
- 3 予約は複数取得することが可能としますが、支払済の回数券の範囲までとします。
- 4 予約のキャンセルは、原則、予約時刻の 1 時間前まで可能とします。
- 5 予約をキャンセルした場合、次の各号に従ってキャンセル料金を請求するものとします。
 - ・ 予約日時 24 時間前までのキャンセル＝無料
 - ・ 予約日時 24 時間以内のキャンセル＝受講予定だったレッスンの料金 100%、もしくは回数券 1 回分
 - ・ 無申告でのキャンセル＝受講予定だったレッスンの料金 200%、もしくは回数券 2 回分
 尚、請求されたキャンセル料金は次回レッスン時に必ず支払うものとし、支払いが行われなかった場合は倍額を請求するものとします。
- 6 突発的な怪我や事故等の偶発的な理由によりやむを得ず予約をキャンセルする場合、その理由を明確に申告することでキャンセル料金請求の免除を受けることが可能とします。

第 12 条（レッスンの中止とその対応）

次の各号の一つに該当する場合、安全管理上の理由により、当教室スタッフの判断でレッスンを中止することが可能とします。

- ・ 体調不良、および怪我の症状により、受講者の健康状態が当教室のレッスンで行う運動に不適切であるとき
- ・ 受講者が講師の指示に従って運動ができないとき
- ・ 受講者の服装が当教室のレッスンで行う運動に不適切であるとき

- ・ 災害、および緊急事態が発生したとき
- ・ 第 14 条第 1 項第 1 号から第 11 号までに該当する行為が見受けられたとき
- ・ その他、当教室スタッフが安全にレッスンを行うことができないと判断したとき

2 レッスンの中止措置が取られた場合、料金請求および回数券処理は、次の条件に従って行うものとします。

- ・ レッスン受講時間が半分未満の場合＝料金請求および回数券処理は行わない
- ・ レッスン受講時間が半分以上の場合＝レッスンを通常通り行った際の料金請求および回数券処理を行う

第 13 条（規約・諸規則の遵守）

受講者は、本規約および施設内諸規則を遵守し、当教室のレッスン受講にあたり、スタッフの指示に従わなければなりません。

第 14 条（禁止事項）

受講者は、当教室の施設内に置いて、以下の行為を行ってはなりません。

- ・ 酒気を帯びての施設利用
- ・ 他人の施設利用を妨げる行為
- ・ 許可なく施設内を撮影すること
- ・ 許可なく物品を売買し、または個人・団体指導等の営業行為・勧誘行為をすること
- ・ 他人を誹謗、中傷する行為
- ・ 他人に対する暴力行為や威嚇行為
- ・ 動物、危険物等、他人に害を及ぼし、または不快感を与える恐れのあるものを施設内に持ち込もうとすること、または持ち込むこと。
- ・ 施設内での喫煙
- ・ 当教室スタッフの指示に反する行為
- ・ 当教室スタッフへの指示
- ・ その他、施設内の秩序を乱す行為

2 当教室は、受講者ないし受講者が未成年である場合のその法定代理人親権者が前項各号の一つに該当するとき、または、第 4 条第 1 項第 4 号から第 8 号に反することが判明した場合は、入場または施設利用を禁止し、退場を指示することができるものとします。

第 15 条（免責）

当教室施設内で、受講者が負傷する事故が発生した場合、当教室は、当教室の故意・過失による場合を除き、責任を負いません。

2 前項で発生した事故が、当教室の故意・過失によるものだった場合、受講者は当教室が加入している保険契約の範囲に限り、その治療費等の請求を行うことが可能とします。

- 3 受講者相互間に生じたトラブルについては、当事者である受講者相互間にて解決するものとし、当教室は一切の責を負わないものとします。

第 16 条 (物品の弁償)

店舗に存在する全ての物品 (備品や壁、扉なども含む) において、それを故意に損傷させた場合、または故意に損傷させたと当教室が判断した場合、受講者に修繕費の請求を行うこととします。

第 17 条 (紛失・盗難・毀損等)

当教室は、駐車場を含む当教室施設内で利用者の携行品の紛失や盗難、自動車の毀損などが生じた場合、当教室の故意または過失による場合を除き、当該利用者が被った損害について一切の責を負わないものとします。

第 18 条 (休講)

当教室は、自然災害 (台風・洪水・地震等) や公共交通機関の不通、集団感染症 (インフルエンザ等) 発生等のやむを得ない事情により、休講する場合があります。

第 19 条 (定期レッスン・新体操クラス)

当教室が行う定期レッスン及び新体操クラスは、(各クラスが) 定めた曜日・時間に毎週行うものとします。尚、レッスンの上限は月に 4 回とし、5 週目はレッスンを行いません。

- 2 当教室の定期レッスン及び新体操クラスを利用する場合、通常のレッスンとなんら変わりなく、第 5 条に定めた入会手続きを始めとする、本規約の定めを遵守するものとします。尚、定期レッスン及び新体操クラスの場合、レッスン内容の理解を目的とした体験レッスンを入会前に必ず受講するものとし、入会直後 3 ヶ月間は事由のいかんを問わず退会を認めません。
- 3 料金は月謝制とします。尚、入会直後 2 ヶ月分の月謝は、入会と同時に現金、又はクレジットカードにてまとめて支払うものとし、その後は 1 ヶ月分の月謝を口座振替にて毎月支払うものとします。
- 4 前項において、何かしらの理由で口座振替での月謝の支払いができなかった場合、店舗での直接支払い、もしくは当教室が指定する口座への振り込みにて直ちに支払うものとします。
- 5 第 18 条のほか、講師がレッスンを履行できない事情が発生した場合、レッスンをキャンセルする場合があります。
- 6 前項の場合、及び何かしらの理由で受講者がレッスンを受講できなかった場合、そのレッスンの振り替えを他のレッスンで行うことは認めないものとします。
- 7 既納の月謝及び入会金は、事由のいかんを問わず返還しません。

第 20 条 (一時的休業)

次の各号の一つに該当する場合、当教室は一時休業することがあります。この場合、第 3 号または第 4 号に該当する場合を除き、1 週間前までにその旨を告知するものとします。

- ・ 定期休業等による場合。
- ・ 当教室施設の増改築、修繕、点検等により、やむを得ない場合。

- ・ 天災地変等の不可抗力により、その災害が会員に及ぶと当教室が判断する場合、または営業が困難であると当教室が判断する場合。
 - ・ 前各号のほか、施設の安全上、その他重大な事由によりやむを得ない場合。
- 2 前項の告知は、当教室施設内の所定の掲示場所への掲示、ホームページへの掲載等の方法により行うものとします。

第 21 条（当教室の閉鎖）

次の各号の一つに該当する場合、当教室を閉鎖し、すべての会員は、当教室が定める閉鎖日において、会員資格を喪失するものとします。この場合会員は異議を唱えないものとします。

- ・ 法令の制定改廃または行政指導により運営が不可能となった場合
 - ・ 災害その他により施設の被害が大きく運営が不可能となった場合
 - ・ 著しい社会・経済情勢の変化その他経営上のやむを得ない事由が発生した場合
- 2 前項の事由により当教室を閉鎖する場合には、災害等やむを得ないときを除き、2ヶ月前までに全会員へ告知するものとします。

第 22 条（個人情報の取り扱い）

当教室は、会員の個人情報を、個人情報の保護に関する法律等の法令等、およびチアパーソナル教室が別途定める「プライバシーポリシー」に則り、適切に取り扱うものとします

(<https://cheer-personal.com/privacy/>)。

- 2 当教室は、当教室が利用する SNS アカウントにおいて、レッスン中の受講者を撮影した動画、または写真を公開することがあります。その場合、SNS 上への公開は当教室と受講者（受講者が未成年の場合はその法的代理人親権者）双方の同意がなされた場合のみできるものとします。
- 3 前項に従って公開された動画や写真に対し、受講者（受講者が未成年の場合はその法定代理人親権者）から公開内容の訂正、公開停止の請求があった場合、請求者が本人であることを確認した上で、合理的な範囲、期間で対応することとします。

第 23 条（本規約の改定・変更）

当教室は、サービスの充実・合理化、利用者の便宜向上、社会経済状況の変化への対応その他サービスの円滑な実施のため必要がある場合は、本規約を変更することができます。この場合、当教室の利用条件は、変更後の規約によるものとします。

- 2 前項の場合、当教室は、本規約を変更する旨、変更後の本規約の内容および変更の効力発生日について、あらかじめ変更の効力発生日までの間にホームページ上、もしくは施設内への表示など、当教室が定める方法により、受講者への周知を図ります。

(附則)

本規約は、令和 4 年 9 月 1 日から発効します。